

## 生活援助の報酬引き下げが議論に

### 第142回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年7月5日（水） 15：00～18：00

今回の介護給付費分科会では、訪問介護の生活援助報酬引き下げ、訪問看護や共生型サービスについて議論が行われました。居宅介護支援事業もテーマの一つとなっていました。タイムオーバーで次回持ち越しとなりました。

#### 1. 「人員基準を緩和して役割分担すべき」「高齢者の在宅生活を支えるのに不可欠」など賛否両論 <訪問介護の生活援助>

要支援者に対する「基準を緩和した訪問型サービス」においては、ヘルパー資格等が必要ない、保険者主催研修受講のみでサービスを提供できる仕組みになっている。介護給付も同様に、基準を緩和して、多様なサービス提供者による「単価の低い」サービス提供を可能にという論点が提示されました。

委員から「人員基準を緩和して役割分担すべき」「段階的に地域へ委ねていくべき」などの賛成意見や「（生活援助は）高齢者の在宅生活を支えるのに不可欠」「生活援助への評価が低すぎるのではないか」という反論の声もあがりました。その他

(1) 集合住宅におけるサービスの適正化  
(2) サービス提供責任者の役割や任用要件  
(3) 身体介護における自立支援のための見守り援助などをどう考えるかなどの論点が提示された。サービス付き高齢者住宅など集合住宅への頻回訪問については「厳格化」を求める声が多数出されました。

#### 2. 「共生型サービス」対象となる類型を提示

- ▼障害福祉サービスの居宅介護・重度訪問介護→訪問介護
- ▼生活介護・自立訓練・児童発達支援・放課後等デイ→「通所介護」
- ▼生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス→「療養通所介護」
- ▼短期入所→「短期入所生活介護」

について介護保険サービスを受け入れる際に満たすべき基準を給付費分科会で議論していくこととなります。

#### 3. 「訪問看護の大規模化」「他職種との連携」

訪問看護ステーションの大規模化は、安定的な提供体制確保に重要である、又、他職種との連携については、ICTを活用した情報共有の推進などの意見が出されました。

詳細は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000170293.html>